

立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 3 月 8 日

提出者 立川市教育委員会  
教育長 栗 原 寛

理由

立川市就学支援等検討委員会の設置根拠及び所掌事項における教育長及び検討委員会の位置付けを明確化することのほか、必要な文言の整理を行うため。

立川市就学支援等検討委員会規則の一部を改正する規則

立川市就学支援等検討委員会規則（平成26年立川市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 立川市における障害のある児童及び生徒に適切な教育を行うことを目的とし、<u>学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第18条の2の規定に基づき、専門的知識を有する者の意見を聴くため、立川市就学支援等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。</u></p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 検討委員会は、教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の<u>求めに応じ、次の各号に掲げる事項について調査及び審議を行い、必要と認める事項を教育長に報告する。</u></p> <p>(1) 義務教育就学年齢における東京都立学校設置条例（昭和39年東京都条例第113号）別表に定める特別支援学校、立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める市立学校（以下「市立学校」という。）の特別支援学級固定学級等の就学及び転学に関すること。</p> <p>(2) 通常の学級に在籍する肢体不自由等のある児童及び生徒の支援に関すること。</p> <p>(3) その他<u>教育長が必要と認める事項に関すること。</u></p> <p>(部会)</p> <p>第7条 第2条の規定により検討委員会が<u>報告する事項について調査及び審議を行うため、就学支援部会を設置する。</u></p> <p>2 前項に掲げるもののほか、委員長は、必要に応じて特別支援教育の推進、運営、設置等に係る事項を<u>協議し、及び審議する部会を設置することができる。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 立川市における障害のある児童及び生徒に適切な教育を行うため、立川市就学支援等検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 検討委員会は、教育委員会教育長の<u>指示に基づき、次の各号に掲げる事項を処理する。</u></p> <p>(1) 義務教育就学年齢における東京都立学校設置条例（昭和39年東京都条例第113号）別表に定める特別支援学校、立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める市立学校（以下「市立学校」という。）の特別支援学級固定学級等の就学及び転学に係る<u>調査及び審議に関すること。</u></p> <p>(2) 通常の学級に在籍する肢体不自由等のある児童及び生徒の支援に係る<u>調査及び審議に関すること。</u></p> <p>(3) その他<u>検討委員会が必要と認めること。</u></p> <p>(部会)</p> <p>第7条 第2条の規定により検討委員会が<u>処理する事項について調査及び審議するため、就学支援部会を設置する。</u></p> <p>2 前項に掲げるもののほか、委員長は、必要に応じて特別支援教育の推進、運営、設置等に係る事項を<u>協議及び審議する部会を設置することができる。</u></p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。